

平成22年12月28日



独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

科学的手法を用いて実施した食品の品質表示実施状況調査の結果について(平成21年度)

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「^{ファミック}FAMIC」という。）では、生鮮食品及び加工食品について、JAS法に定める品質表示基準に規定する表示が適切に行われているかどうかを科学的手法を用いて調査を実施しています。

また、農林水産省が取り組んでいる食品表示110番に寄せられた情報に係る商品についても、JAS法に定める表示が適切に行われているかどうかの調査を実施しています。

今般、平成21年度の調査結果を取りまとめましたので、別添のとおりお知らせします。

○ 調査概要

1 調査内容等

(1) 実施機関：独立行政法人農林水産消費安全技術センター

(2) 調査実施時期：平成21年4月～平成22年3月

(3) 調査実施商品数：6,042商品

（生鮮食品：1,182商品、加工食品：4,860商品）

(4) 調査内容

ア 食品の品質特性に係る分析調査

イ 生鮮食品及び加工食品に義務付けられている表示事項の表示実施状況の調査

2 調査結果

(1) 食品の品質特性に係る分析調査

6,042商品について品質特性に係る分析調査を実施した結果、表示に疑義があるもの及び軽微な不適正表示があったものが168商品（2.8%）認められました。その主な内容は以下のとおりでした。

ア 生鮮食品

(ア) 名称または品種名表示の確認分析は416商品について実施し、表示に疑義があるものは7商品（1.7%）でした。

(イ) 産地表示の確認分析は726商品について実施し、表示に疑義があるものは57商品（7.9%）でした。

(ウ) 遺伝子組換え表示対象食品の確認分析は40商品について実施しましたが、遺伝子組換えに係る不適正表示が確認されたものはありませんでした。

イ 加工食品

(ア) 純正性の確認分析（不正に異なる原料の混合等が行われていないかどうかの確認）は2,262商品について実施し、表示に疑義があるものは72商品

(3. 2%) でした。

(イ) 原料の原産地表示の確認分析は464商品について実施し、表示に疑義があるものは13商品(2. 8%) でした。

(ウ) 使用原材料の確認分析は835商品について実施し、表示に疑義があるものは2商品(0. 2%) でした。

(エ) 表示された数値の確認分析は270商品について実施し、表示に疑義があるものは3商品(1. 1%) あり、軽微な不適正表示が確認されたものは3商品(1. 1%) でした。

(オ) 個別に定められた品質表示基準に適合しているかどうかの確認分析は965商品について実施し、表示に疑義があるものは4商品(0. 4%) あり、軽微な不適正表示が確認されたものは7商品(0. 7%) でした。

(カ) 遺伝子組換え表示対象食品の確認分析は529商品について実施しましたが、遺伝子組換えに係る不適正表示が確認されたものはありませんでした。

(2) 生鮮食品及び加工食品に義務付けられている表示事項の表示実施状況の調査

6, 042商品について表示実施状況を調査した結果、品質表示基準で定められた表示方法に従わない不適正表示が確認されたものは、213商品(3. 5% いずれも加工食品) でした。

3 不適正表示に対する対応状況

調査の結果、軽微な不適正表示のあるものについては、FAMICから文書による技術的な改善指導を行いました。

また、消費者に重大な誤認、不利益を招くおそれがある不適正表示のあるものについては、農林水産省や地方自治体に情報提供し、これらの機関と連携して立入検査等を行い、その結果に基づき農林水産省または地方自治体が行政措置を講じることとなっています。

なお、これらの調査を端緒として国は製造業者等に調査を行い、3業者に対してJAS法に基づく改善指示、13業者に対して指導を行いました。また、都道府県においても、6業者に対してJAS法に基づく改善指示を行いました。

4 その他

この他、都道府県の警察から依頼を受け、合計18件について食品表示に係る分析を実施しました。

問合せ先：独立行政法人農林水産消費安全技術センター

本部 表示監視部 表示指導課

担 当：^{む た} 牟田、^{てらがうち} 寺垣内

電 話：050-3797-1849 (直通)

ホームページアドレス：<http://www.famic.go.jp/>

科学的手法を用いて実施した食品の品質表示実施状況調査の結果について(平成21年度)

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「^{ファミック}FAMIC」という。）では、JAS法に定める品質表示基準に規定する表示が適切に行われているかどうかを、科学的手法を用いて確認する調査を実施しています。

また、農林水産省が取り組んでいる食品表示110番に寄せられた情報に係る商品についても、JAS法に定める表示が適切に行われているかどうかの調査を必要に応じて実施しています。

今般、平成21年度（平成21年4月～平成22年3月）における品質表示実施状況について、以下のとおり調査結果を取りまとめたのでお知らせします。

1 調査内容等

(1) 実施機関：独立行政法人農林水産消費安全技術センター

(2) 調査実施時期：平成21年4月～平成22年3月

(3) 調査実施商品数：6,042商品

(生鮮食品：1,182商品、加工食品：4,860商品)

(4) 調査内容

ア 食品の品質特性に係る分析調査

(ア) 生鮮食品

a 名称又は品種名表示の確認分析

・水産物（タイ・ブリ）のDNA分析による品種名確認 等

b 産地表示の確認分析

・農産物（ねぎ、たまねぎ、ごぼう等）の元素分析による産地の推定

・水産物（アサリ、マグロ）のDNA分析結果に基づく産地の推定 等

c 遺伝子組換え表示対象農産物の検査

・遺伝子組換え原料不使用表示等のある食品のDNA分析による組換え体混入の確認

(イ) 加工食品

a 純正性の確認分析（不正に異種原料の混合等が行われていないかどうかの確認をいう。以下同じ。）

・食肉加工品のELISA法及びDNA分析による使用原料肉の肉種の判別

・ボイルタラバガニのDNA分析による品種判別

・食用植物油の脂肪酸組成分析による原料油脂の種類判別

・果実飲料、米加工品及びはちみつの炭素安定同位体比分析による異種原料混入の有無の確認

・めん類（そば加工品）のアミノ酸組成分析によるそば粉配合割合の推定 等

b 原料の原産地表示の確認分析

- ・アジ・サバ加工品のDNA分析による品種判別結果に基づく産地の推定
- ・乾しいたけ、こんぶ、塩蔵わかめ等元素分析による産地の推定 等
- c 使用原材料の確認分析（表示されていない原材料の使用の有無をいう。以下同じ。）
 - ・農産物漬物への着色料使用の有無の確認
 - ・乾燥野菜及び乾燥果実への漂白剤使用の有無の確認 等
- d 表示された数値の確認分析
 - ・塩蔵わかめの食塩含有率
 - ・冷凍ぎょうぎ等の皮の率
 - ・ソーセージ、魚肉練り製品等のでん粉含有率 等
- e 個別に定められた品質表示基準に適合しているかどうかの確認分析（名称が定義に合致しているかどうか等の確認をいう。以下同じ。）
 - ・ベーコン、ハム、ソーセージ等亜硝酸分析による名称の確認
 - ・ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、並びにウスターソース類の粘度測定による名称の確認
 - ・トマト加工品の可溶性固形分の分析による名称の確認 等
- f 遺伝子組換え表示対象食品の検査
 - ・遺伝子組換え原料不使用表示等のある食品のDNA分析による組換え体混入の確認

イ 生鮮食品及び加工食品に義務付けられている表示事項の表示実施状況の調査

「名称」、「原材料名」、「内容量」、「賞味期限」、「保存方法」、「製造業者等の氏名又は名称及び住所」等のJAS法に基づく表示事項の表示実施状況の調査

2 調査結果

(1) 食品の品質特性に係る分析調査

6, 0 4 2 商品について品質特性に係る分析調査を実施した結果、表示に疑義があるもの及び軽微な不適正表示があったものが1 6 8 商品（2. 8%）認められました。その主な内容は以下のとおりでした。

※加工食品は複数の成分分析を行っている商品があることから、成分分析を行った総商品数は、以下のイの商品数の合計とは一致しません。

ア 生鮮食品

(ア) 名称または品種名表示の確認分析は4 1 6 商品実施し、表示に疑義のあるものは7 商品（1. 7%）でした。

(イ) 産地表示の確認分析は7 2 6 商品実施し、表示に疑義のあるものは5 7 商品（7. 9%）でした。

イ 加工食品

- (ア) 純正性の確認分析は2, 262商品実施し、表示に疑義があるものは72商品(3.2%)でした。
- (イ) 原料の原産地表示の確認分析は464商品実施し、表示に疑義があるものは13商品(2.8%)でした。
- (ウ) 使用原材料の確認分析は835商品実施し、表示に疑義があるものは2商品(0.2%)でした。
- (エ) 表示された数値の確認分析は270商品実施し、表示に疑義があるものは3商品(1.1%)あり、軽微な不適正表示が確認されたものは3商品(1.1%)でした。
- (オ) 個別に定められた品質表示基準に適合しているかどうかの確認分析は965商品実施し、表示に疑義があるものは4商品(0.4%)あり、軽微な不適正表示が確認されたものは7商品(0.7%)でした。

(2) 生鮮食品及び加工食品に義務付けられている表示事項の表示実施状況の調査

6, 042商品について表示実施状況を調査した結果、表示の欠落、基準で定められた表示方法で表示されていない等不適正な表示があるものは、213商品(いずれも加工食品(3.5%))(注)でした。主な不適正表示は以下のとおりでした。

(注) 1商品につき複数の不適正があるため、下記ア及びイの(ア)～(オ)の商品数の合計は総商品数213より多くなっています。

ア 生鮮食品

名称及び原産地名について不適正表示が確認されたものはありませんでした。

イ 加工食品

- (ア) 品質表示基準で定められた義務表示事項を表示すべきところを、定められた事項名又は内容が欠落しているものや、表示の方法及び内容が基準に適合していなかったもの等は20商品(加工食品4, 860商品数に対する割合0.4%。以下、この項について同じ。)でした。
- (イ) 義務表示事項の事項名または内容が規定どおりに記述されず紛らわしい表示となっているものや、プライ斯拉ベルに一括表示と矛盾する原材料を表示していたもの等は、105商品(2.2%)でした。
- (ウ) 期限表示の記載箇所が分かりにくいものや、一部の品目で規定された用語が欠落しているもの等は18商品(0.4%)でした。
- (エ) 名称が定義に合わないもの、原材料名の表示と使用原材料の内容が異なるもの等は18商品(0.4%)でした。
- (オ) 一部の品目で表示することが禁止されている「天然」、「純粹」等の用語や、遺伝子組換え表示の対象外である農産物に遺伝子組換えでない则表示しているもの等は103商品(2.1%)でした。

(3) 生鮮食品及び加工食品の遺伝子組換えでない旨の表示に関する調査

遺伝子組換え表示対象品（注1）569商品について調査を実施した結果、遺伝子組換えに関する表示が適切であったことを確認しました。その内容は以下のとおりでした。

ア 生鮮食品

遺伝子組換え表示対象品40商品についてDNA分析（注2）を実施したところ、遺伝子組換え体の混入の可能性があったものはありませんでした。

イ 加工食品

遺伝子組換え表示対象品529商品についてDNA分析による定性分析を実施（1商品につき3点の試料を分析）し、陰性であったものが369商品（69.8%）、1点でも陽性反応を示したもの（注3）が137商品（25.9%）（うち3点とも陽性を示したものは72商品）、分析不可能（注4）であったものが23商品（4.3%）でした。

遺伝子組換え原料の混入の可能性のある137商品及び分析不可能であった23商品については、製造業者に対して分別生産流通管理（注5）が適正に実施されているか、証明書類等の確認調査を実施しました。また、3点とも陽性反応を示した72商品については、原則として製造業者等から原料農産物またはその製品を入手して再度DNA分析（定性分析及び定量分析）を行い、原料についてはいずれも分別生産流通管理を適切に行った場合の意図せざる混入の上限である5%（注6）を下回っていたことが確認されました。以上の結果、全ての商品について、分別生産流通管理が適正に行われており、遺伝子組換えに関する表示が適切であったことを確認しました。

（注1）組換えDNA技術を用いて生産された農産物（大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜）のほか、これらの農産物を原料として加工後も組み換えられたDNAまたはこれらによって生じたタンパク質が残存する加工食品に表示が義務づけられています。

（注2）DNA分析は、農産物や食品中の特定のDNAを増幅し検出する方法であり、遺伝子組換え農産物が含まれているかどうかを検出する定性分析と、遺伝子組換え農産物の混入率を算出する定量分析があります。定量分析は、農産物については適用可能ですが、加工食品の場合、加熱や発酵に伴うDNAの変性、分解等により定量分析が不可能な場合があります。

（注3）定性分析において、遺伝子組換え農産物の混入率が0.01%程度であっても、陽性反応を示すことがあります。

（注4）製造過程での加熱等が原因で遺伝子が分解したことなどにより、分析できない場合があります。

（注5）分別生産流通管理とは非遺伝子組換え農産物を農場から食品製造業者まで生産、流通及び加工の各段階で混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいいます。

（注6）農産物及び加工食品の取引の実態として、分別生産流通管理を適切に行うことにより、最大限の努力をもって非遺伝子組換え農産物を分別しようとした場合でも、生産、流通のそれぞれの段階で非遺伝子組換え原料専用の機械、施設を設置することは現実的に不可能であることから、その完全な分別は困難であり、遺伝子組換えのものが最大で5%程度混入する可能性は否定できません。このため我が国では、分別生産流通管理が適切に行われている場合に限り、大豆及びとうもろこしについて、5%以下の意図せざる混入をやむを得ないものと認めています。

3 不適正表示に対する対応状況

調査の結果、軽微な不適正表示のあるものについては、FAMICから文書による技術的な改善指導を行いました。

また、消費者に重大な誤認、不利益を招くおそれがある不適正表示のあるものについては、農林水産省や地方自治体に情報提供し、これらの機関と連携して立入検査等を行い、その結果に基づき農林水産省または地方自治体が行政措置を講じることとなっています。

なお、これらの調査を端緒として国は製造業者等に調査を行い、3業者に対してJAS法に基づく改善指示、13業者に対して指導を行いました。また、都道府県においても、6業者に対してJAS法に基づく改善指示を行いました。

4 その他

この他、都道府県の警察から依頼を受け、合計18件について食品表示に係る分析を実施しました。